

2 国間社会保障協定の締結促進を求め建議

(社)日本在外企業協会(日外協)は2006年10月17日、(社)日本経済団体連合会、および(社)日本貿易会とともに「社会保障協定の一層の締結促進を求める」建議書を、安倍総理を筆頭に自由民主党と公明党の幹部、衆参両院の関係委員会委員長、外務大臣および厚生労働大臣と両省関係部局などに提出した。2国間社会保障協定については、すでに日米協定が正式発効。「日本・ベルギー社会保障協定」が2007年1月1日発効。日本・フランスおよび日本・カナダ間の社会保障協定は2007年度中の発効を目指している。日本・オーストラリアの社会保障協定は2007年度2月27日協定書署名調印、双方の国内手続きに移る。引き続き、オランダ、チェコ、スペイン、イタリア、ブラジル、スウェーデンなどとの政府間交渉が動き出しているが、政府は2国間協定締結のつどおこなわれる国内実施特例法の国会承認を簡素化するため、「特別包括法案」を準備中。日外協は今後とも日本経団連、日本貿易会と連携して「包括法案」の実現に向け、進捗状況を見守りつつ政府への要望をおこなっていく。

社会保障協定の一層の締結促進を求める

2006年10月17日
(社)日本経済団体連合会
(社)日本在外企業協会
(社)日本貿易会

世界経済のグローバル化が著しく進展し、企業活動がボーダレス化していく中で、我が国企業が伍して海外企業と競争していくためには、より自由かつ柔軟な企業活動を可能とするビジネス環境が早急に整備されなければならない。

このような中、我々3団体は、さきに「社会保障協定の早期締結を求める」(2002年9月17日)と題する要望をとりまとめ、海外駐在員の公的社会保険料の二重払いが企業の大きな負担となっている実態を明らかにし、二重払いを解消するべく先進諸国との社会保障協定を早急に締結するよう求めてきたところである。

この間、米国をはじめとする5カ国との協定締結が実現し、我が国の協定締結国は7カ国となった。この結果、これら協定締結国との相互の経済交流は、将来にわたって一段と活発化していくものと期待されている。

一方、米国はすでに20カ国を超える国々と協定を締結しており、フランス、カナダに至ってはすでに40カ国を超えている。

このような状況をふまえて、貿易立国、投資立国である我が国としては、下記により諸外国との協定締結を一層促進すべきである。

1. 協定締結の促進

このほど我々3団体では、ASEAN、EU、中南米の24カ国を対象に現地日本人商工会議所等の協力を得て社会保険料の実態調査を行い、社会保険料の二重負担規模の試算(別添、「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」参照)を行った。この結果、13カ国において二重負担が生じており、特に二重負担規模が大きい国は、イタリア(45.0億円)、チェコ(29.0億円)、ブラジル(21.4億円)、スペイン(12.9億円)、ハンガリー(3.0億円)などであった。また、チェコについては、チェコ日本商工会から協定の実現を切望する要請も受けているところである。

政府においては、鋭意、社会保障協定の締結に向けた予備協議、協定交渉が進められているところであるが、今後の協定交渉にあたっては、同調査結果もふまえ、より多くの国との協定締結を早期に実現願いたい。

2. 国内包括特例法の整備

社会保障協定は、協議開始から協定が発効するまでかなりの期間を要している。また、この間、国会においては協定の承認審議とあわせて、協定と関係国内法との調整を行うための特例法案が上程され、二本建ての国会審議が行われている。

しかしながら、これまでの法案成立の経過を省みると、結果的には全会一致の賛成を得るにもかかわらず、国会審議の日程において厳しい局面に立たされることが多い。

国会審議の遅れにより協定発効が延期されれば、本来、負担する必要のないコストを企業が負担し続けなければならない、多額の損失を蒙ることとなる。

については、これまでの特例法案がすべて全会一致にて可決されてきたことに鑑み、協定締結国毎に審議されてきた特例法を包括特例法として整備し、同法制定後の国会審議は協定承認審議に一本化願いたい。

以上

別添資料：諸外国における社会保険料の二重払い規模試算

社会保障協定の早期締結を求める

2002年9月17日
(社) 日本経済団体連合会
(社) 日本在外企業協会
(社) 日本貿易会

I. はじめに

経済活動のグローバル化に伴い、我が国企業は世界的規模で事業活動を展開している。海外に長期滞在する民間企業関係者の数も年々増加しており、2001年には約31万人に達している。

我が国企業が海外の支社・支店、関連会社等に駐在のために社員を派遣する場合、欧米等の年金システムが整備されている国においては公的年金制度の適用が求められる。他方、我が国では海外駐在の間も厚生年金保険料の支払いを継続することが義務となっていることから、企業は保険料の二重払いを余儀なくされる。例えば、最も多く駐在員を派遣している米国に対しては、毎年約834億円もの保険料を支払っている。このような保険料の二重払いは、我が国企業に大きな負担となるばかりでなく、激化するグローバル・コンペティションの時代にあつて国際競争力を減退させる要因の一つともなっている。

また、産業の空洞化の回避ならびに国内経済の活性化を実現する上で、我が国の対内直接投資を取り巻く環境の整備が緊急の課題となっている。社会保障協定の締結は、外国企業による対日直接投資のインセンティブとしても大いに期待される場所である。

我が国は、グローバルな経済活動の現状を踏まえ、米国をはじめとする先進諸国との社会保障協定を早急に締結すべきである。

II. 社会保障協定（年金協定）の必要性

1. 我が国の社会保障協定に関する評価

米国は、2002年現在、欧州諸国を中心に19カ国と社会保障協定を結んでいる。

一方、我が国がこれまで締結した社会保障協定は、ドイツ（2000年発効）、イギリス（2001年発効）の僅か二カ国に過ぎない。日独社会保障協定によって年間約81億円、また日英社会保障協定によって年間約256億円の二重払いが回避できるようになったことは、極めて重要な前進として高く評価する。しかしながら、欧米企業に比して、我が国企業が多額の保険料の二重払いを余儀なくされており、国際競争上劣位の立場に置かれていることは否めない。特に、我が国企業が最も多く駐在員を派遣している米国との間で、未だ社会保障協定が実現していないことを深く憂慮している。

社会保障協定の締結を通じて、第一に二重払いの回避、第二に通算協定による保険料掛け捨て回避が実現することが望ましいが、我が国企業としては、保険料二重払いの現状が一刻も早く是正されることを要望する。

2. 今後の交渉希望相手国

(1) 最重点国である米国との早期交渉妥結

米国に滞在している長期滞在者約 20 万人 (2001 年) のうち約 5 万人が給与所得者であるが、その規模はドイツのほぼ 10 倍にあたる。社会保障協定が締結されれば、年間約 834 億円もの二重払いが回避されることとなり、その経済効果は破格に大きい。

既に米国はオーストリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、韓国、チリの 19 カ国と社会保障協定を結んでいる (なお、日本、アルゼンチン、デンマーク、ニュージーランド、オーストラリアとは交渉中)。日米両国の経済関係に鑑みれば、協定締結国の中に未だ日本が入っていないことは極めてバランスを欠いていると言わざるを得ない。

日米社会保障協定については、交渉の早期終結を目指して両国政府間で交渉が行われていることと理解するが、両政府が同交渉を最重点課題として取り上げ、一刻も早く協定が締結されることを要望する。

(2) 現在交渉中の国との早期交渉妥結

その他、現在交渉中のフランス、韓国、ベルギーとの協定の早期妥結を求める。これらの国々との協定締結が実現した場合に回避される保険料の二重払い額は、フランスが年間約 16 億円、韓国が年間約 7 億円、ベルギーが年間約 5 億円である。

(3) その他の国との交渉の開始

我が国経済界としては、上記の国の他、保険料負担水準の高い欧州主要国についても協定の交渉を開始することを要望する。特に、既に二国間協定の申し入れがあるオランダ、イタリア、ルクセンブルグについては、早期に作業を開始すべきである。

また、欧州以外の国でも、カナダ、オーストラリアより社会保障協定の申し入れがある。カナダについては、同国の産業界からもその重要性が指摘されているところであり、協定の実現に向けて早期に交渉を開始することを希望する。

なお、これ以外の国においても将来的に経済関係のより一層の拡大が望まれる場合は、社会保障協定の実現に向けて交渉を検討することが望まれる。

Ⅲ. おわりに

グローバル・コンペティションが激化する今日、国家は、国内経済の活性化をもたらす直接投資を促すため、企業にとって魅力的な国内制度の整備を進めるようになった。いわば、国家間の制度整備競争とも言われる現象が生じており、二国間の社会保障協定もこのような環境整備の一環といえる。

我が国産業界は、これまで社会保障協定について個々に要望してきたものの、十分な成果が上がっていない。社会保障協定は、我が国企業の競争力向上だけでなく、我が国経済の活性化を実現する上でも極めて重要であることを認識する必要がある。こうした考えに立ち、米国をはじめ、より多くの国と社会保障協定が早急に締結されることを強く要望する。

以上

(注) 諸外国 (米国、ドイツ、イギリス、フランス、韓国、ベルギー) に対する年間の保険料支払額は、別添「資料」の統計に基づき、(社) 日本在外企業協会が推計したものである。

【資料】

〔表1〕 アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、韓国、ベルギー、カナダ

における長期在留邦人数（民間企業関係者・報道関係者を抜粋）

（2001年10月1日現在）

	(a)民間企業関係者	(b) 報道関係者	合計 (a)+(b)
アメリカ	47,500	729	48,229
ドイツ	5,523	41	5,564
イギリス	8,529	176	8,705
フランス	2,796	62	2,858
韓国	1,886	40	1,926
ベルギー	1,374	12	1,386
カナダ	1,667	3	1,670

「海外在留邦人数調査統計」（外務省領事移住部政策課）を基に作成

〔表2〕各国の公的年金制度比較

(為替レートは1ドル=118円、1ポンド=197円、1マルク=71円で計算)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ
制度体系	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金 ・厚生年金 ・共済年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・OASDI (Old-age ,Survivors, And Disability Insurance) ・鉄道労働者 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金 ・付加年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山労働者 ・職員年金 ・労働者年金 ・自営業者
適用被用者	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金及び国民年金(基礎年金)に強制加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・OASDI(老齢、遺族、障害年金)強制加入 ・鉄道労働者は鉄道退職制度に強制加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の所得がある人について基礎年金と付加年金に強制加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者は労働者年金、職員は職員年金に強制加入 ・鉱山労働者は、特別制度に強制加入
保険料率	厚生年金保険料 月収の17.35% (年収の13.0%) *労使折半	社会保険税 (Social Security Tax) として連邦保険拠出法 (Federal Insurance Contribution Act) に基づく FICA Tax ・厚生年金部分 (OASDI) 年収×12.4% (課税上限、年収68,400ドル) ・老齢医療費補助部分(Medicare) 年収×2.9% (課税上限なし) *労使折半	掛け金 週給×20.0%(上限) *会社負担 3.0~10.0% (課税所得上限なし) *個人負担 2.0~10.0% (課税上限、週430ポンド)	労働者年金保険料 年収×20.3% (課税上限、 年収100,800マルク) *労使折半
支給開始年齢	60歳 (2001~2013年 65歳へ)	65歳 (2027年までに67歳へ)	65歳(女子60歳) (女子2010~2020年 までに65歳へ)	65歳
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> ・加入期間25年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入期間40四半期以上(10年間に相当) ・62~69歳までの範囲で繰り上げ、繰り下げ支給可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効拠出年数(男子44年、女子39年)の90%加入で満額受給 ・有効拠出年数の1/4以上で減額年金受給可能(男子11年、女子10年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入期間5年(60ヶ月)以上
老齢(退職)平均年金額	<1994年3月> 単身 65,000円 夫婦 130,000円 報酬比例部分 101,000円	<1993年12月> 単身 694ドル (81,900円) 夫婦 1,011ドル (119,300円)	<1993年9月> 単身 242ポンド (47,700円) 夫婦 408ポンド (80,400円) 付加年金 96ポンド (19,000円)	<1993年7月> 全受給者平均 1,187マルク (84,300円)

<p>年金保険料 金額 (年間)</p>	<p>・会社・個人負担分 620,000 円(上限) ×17.35%×12ヶ月 +賞与分(賞与額× 10/1000) = 129 万 円 合計 129 万円 〔 ・国民健康保険 (上限) 53 万円 (医療) 7 万円 (介護) 合計 60 万円 〕</p>	<p>・OASDI 68,400 円 × 12.4% × 118 円 = 100 万円 〕 ・Medicare 25,000,000 × 2.9% = 73 万円 合計 173 万円</p>	<p>・会社負担分 25,000,000 円 × 10.0% = 250 万円 ・個人負担分 22,360 円 × 10% × 197 円 = 44 万円 合計 294 万円</p>	<p>会社・個人負担分 100,800 円 × 20.3% × 71 円 = 145 万円 合計 145 万円</p>
------------------------------	---	--	---	--

(為替レートは1ユーロ=116円、1FF(フランスフラン)=15円、1BEF(ベルギーフラン)=2.91円、100韓国ウォン=9.9円で計算)

	フランス	ベルギー	韓国
制度体系	一般制度	一般(被用者)制度	国民年金制度
適用対象者 (強制加入)	民間企業の被用者	職員(ホワイトカラー)、労働者(ブルーカラー)	18歳以上60歳未満の者(公務員年金制度、軍人年金制度、私立学校教職員年金制度、郵便局職員年金制度の適用者を除く)
保険料率 (2002年)	【一般制度】 被用者：上限付給与(28,224ユーロ：約3,274,000円)の6.55% +全給与の0.10% 事業主：上限付給与(約3,274,000円)の8.20%+全給与の1.60%	【一般制度】 16.36%(被用者7.50%、事業主8.86%)	【国民年金制度】 事業場加入者 月収の9%(労使折半) 地域加入者(自営業者、無業の者等) 月収の5%
支給開始 年齢 (2002年)	60歳	男性：65歳 女性：62歳(2009年までに段階的に65歳まで引き上げ)	60歳
受給資格	1四半期の拠出期間があること	加入期間があること	加入期間20年以上
老齢年金 平均受給 月額	2,977.4FF(約44,700円) ^(※1) (一般制度全受給者平均： 1993年現在)	19,953BEF(約58,100円) ^(※1) (一般制度全受給者平均：1998年現在)	295,645ウォン(約29,300円) (国民年金制度全受給者平均： 2001年9月現在) ^(※4)
保険料 (年間) (2002年)	<u>一般制度加入者の場合</u> ^(※2) 被用者：約3,274,000円(上限)× (6.55+0.10)% =約217,700円 事業主：約3,274,000円(上限) ×(8.20+1.60)% =約320,900円 合計：約538,600円	<u>一般制度加入者の場合</u> ^{(※1)(※3)} 被用者：65,224BEF(約189,800円)× 7.5%×12ヶ月 =約170,800円 事業主：65,224BEF(約189,800円) ×8.86%×12ヶ月 =約201,800円 合計：約372,600円	<u>事業場加入者の場合</u> 被用者：3,600,000ウォン(約356,400円)(上限)×4.5% ×12ヶ月=192,500円 事業主：3,600,000ウォン(約356,400円)(上限)×4.5% ×12ヶ月=約192,500円 合計：約385,000円

(※1) ユーロ表記されていないため、FF(フランスフラン)、BEF(ベルギーフラン)を使用

(※2) 全給与に対する保険料については上限がないため、上限給与の額を使用して算出

(※3) 拠出対象となる月収に上限がないため、平均月収を用いて算出

(※4) 制度発足後20年を経過していないため、通常の老齢年金の受給者はなく、早期老齢年金と特例老齢年金の受給者の平均額を記載

「年金白書」(厚生労働省監修)を基に作成